

## ユニ総合計画の グリーンレポート

116号 発行日2017年4月

1 級 建 築 士 不動産コンサルタント 秋山英樹

## 「都市問題は容積ボーナスで解決?」

日本経済の建て直しのため、四大都市圏をはじ め、仙台や広島を含めて国家戦略特区が指定され、 各都市での取り組みが行われてきています。

東京都では2020年開催の東京オリンピックを視 野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備 し、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビ ジネス拠点を形成し、国際競争力のある新事業を創 出する環境を整える方針を打ち出しています。

その中で建築・不動産に関するものは、

①旅館業法の特例で条件付で民拍が可能。

大田区から始まった「特区民拍」は、現在では 23区全てで「特区民拍」が可能になっています。 しかし、特定認定を受け2泊3日以上で年間貸し出 し日数を180日以下とするなどの条件があります。

②本来建設できない都市公 園内で保育園設置が可能。

保育園の用地確保が困難 なため、広場の3割を越え ない範囲で認可保育所の建 設を可能にしています。今 年は荒川区・世田谷区・品 川区に開設されました。

上記の2事業について は、現在数箇所で実現さ れ、今後も推進されていく 取り組みです。

さらに、今後推進される と思われるものは、都市再 生特別地区という地区を設

定し、その地区内においては容積率を割り増し、割 り増し分について保育所を建築するという取り組み も検討され実行されています。

また、総合設計制度といって高層ビルの1階に広 場がある建物を見ることがあると思いますが、公開 空地を敷地内に設置すれば、容積率の割り増しがで きるという制度があり、その制度を活用している ケースです。今後はその公開空地の代わりに保育所 を設けても同様な扱いを受けることができます。

保育所の特例は、昨年グリンレポート109号でも 書きましたが、「ホテルを建てれば容積率アップの 法律ができました」に続く緩和特例です。

ホテルの緩和特例が出された当初は、「建設する 規模の大小は問わない、既存建物の増改築・用途 変更も含める。最大300%の割り増し。」という ものでしたが、実際は規模の大きなものでないと 活用されず、現実的にはあまり活用されていない 様子です。

保育所についても、大型のビルが対象となりま すが、都心部に保育所ができれば働いている母親 にはかなり有効な施設となるでしょう。

ただし、ホテルの場合も保育所の場合も、将来 需要がなくなり、用途を変えた場合どのようにな るのでしょうか。違反建築でもないため、容積率 のもらい得になるのでしょうか。

容積率をもらうということは、地価の高い都心 部では相当な金額の資産を供与されたことと同じ なのです。たとえば、容積率500%の地域で地価 が坪当たり500万円とすれば、容積率100%当た り(不動産業界では1種といいます)100万円に なります。この土地が容積率600%まで使用でき るようになれば、土地面積が100坪なら100万円 ×100坪で1億円を供与された事になるのです。

土地を見ても何の変化もありませんが、容積率 が割り増しになると、土地価格が上がるのです。

同様なことが、東京都内の1万棟の旧耐震基準 のマンションに適用されることになりそうです。

旧耐震基準のマンションの耐震改修が進んでい ないため、新たな建て替えを促進していますが、 そのネックになっているのが建て替え費用である ことは言うまでもありません。そこで、容積率を 割り増しすることで、割り増した部分の容積率を デベロッパーに売却して、その売却益で建て替え を行えば、費用負担が少なくなるか、場合によっ ては無償で建て替えができるという仕組みです。

デベロッパーも難しい土地探しから逃れて新た なビジネスチャンス到来、建設会社も新たな仕事 が到来、居住者も安全な新築建物を小額か無償で 取得。すなわち3三方よしなのです

しかし、容積率というのは地域環境の維持保全 や建物の安全性を考慮して決められるもので、そ のときの政権が勝手に決めてよいのか疑問が残り ます。しかし、環境よりも人命優先だといわれれ ば反論ができにくい世の中です。都市環境を大切 にする西欧では考えられない施策なのです。



保育所概要

所在地:都立汐入公園内(現在多目的広場)

実施主体:社会福祉法人三樹会

占用面積:約1,500㎡整備施設:認可保育所定員:162人(予定)

開設日:平成29年4月1日(予定) ※屋上部分に整備される園庭を、ゲートボールなどの 地域の利用に開放